

東近江市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年8月31日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市手数料条例の一部を改正する条例

東近江市手数料条例(平成17年東近江市条例第71号)の一部を次のように改正する。
別表第5の12の項の次に次のように加える。

12の2	建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	1件につき	27,000円
------	--------------------------------------	-------	---------

別表第5の13の項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、
同表38の項中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同項の次に次のように加える。

38の2	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	1件につき	160,000円
------	------------------------------------------	-------	----------

附 則

この条例は、この条例の公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。